

# 地震体験を！ 起震車で



“災害は忘れたころにやってくる”  
といわれるように、いつ起こるかわかりません。この防災展を通して、もう一度、みんなで常日ごろの心の準備を……。

## 向日市防災展

とき 9月28日(日) 午前10時～午後3時

ところ 向日町会館および向日町競輪場前広場

### くらしの情報

#### 防虫剤について

△問 防虫剤について教えてください  
△答 防虫剤は昇華ガスの刺激臭で虫を寄せつけないようにしたり、あるいは、一定の条件下で殺虫効果があります。

このガスは、空気より重いので防虫剤は衣類の上部に置かないと効果がたやすくありません。

防虫剤として、しょうのう・ナフタリン・パラジクロールベンゼンなどが昔から使用されていますが、これらの防虫剤を2種類以上、同一容器で使用すると、融点がさがり、液化して衣類にシミを

つけるおそれがありますので、途中で買ったときは、成分を確かめて同種のものを使用しましょう。

防虫剤の量は、保管の状態や品物によって加減し、衣服に直接ふれないように注意しましょう。

■防虫剤の種類と特徴

▽パラジクロールベンゼン  
運動的だが、減りかたも速い。2か月に1度補充が必要。殺虫効果がある。

▽ナフタリン  
忌避効果がある。長持ちする。忌避効果がある。高価。

### 税に強くなろう

#### 固定資産税(その2)

固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

固定資産税は、固定資産所在の市町村において、固定資産に対してその価格等を課税標準として、その所有者に課税するために、地方税法では次のように賦課日などを定めています。

(1) 固定資産税の賦課期日は、当該年度の1月1日とする(法別表)

(2) 固定資産税は、固定資産の所有者に課する。所有者とは、土地建物の登記簿または土地家屋課税(補充)台帳に登記または登録されている者をいう。

このように、固定資産は1月1日現在の所有者に1年間の税額の納税義務があるわけです。しかし、最近特に年度途中の固定資産の売買等により、支払方法を旧所有者と新所有者の間で分割(期別支払)されている場合も多くまたトラブルもあるため、売買時には契約書または納税管理人申告書などを取りかわし、税額支払いを明確にしておくのも良い事と思われます。

また、家屋のように賦課期日(1月1日)現在、取りこわしなどにより、その資産が現存しない場合は、滅失登記をするか、市役所税務課にその旨連絡するなどして、自己所有の資産を常に把握するよう努めましょう。



- ◆テーマ  
「みんなでつくる無災害都市」
- ◆内容
- ▽地震体験コーナー
  - ▽初期消火訓練コーナー  
(天ぷらナベに火が入ったら)
  - ▽消防車見学コーナー
  - ▽アマチュア無線実演コーナー
  - ▽映画コーナー
  - ▽災害写真コーナー
  - ▽非常用品コーナー
  - ▽応急処置コーナー
  - ▽無線電話コーナー
  - ▽ミニ情報コーナー
  - ▽ちびっ子記念写真撮影コーナー  
(先着50名の方に限り)



わたしたちの生活に、ゆとりとやすらぎを与えてくれる都会のオアシス——それは公園。

北淀井公園

昭和三十九年6月に府立向陽高校の南東、国道11号線のおく西に北淀井公園が新設されました。

広さ約1万平方メートルのこの公園に

今月も先月に引き続き、上植野町にある公園を紹介しましょう。

は、ピカピカのシーソー、スベリ台・ブランコ・リングトンネル・衛生ジャンダルムなど、ちびっこの好きな遊具がそろっています。

また、クチナシ・ツバキ・サクラ・ツツジなどがフェンスに沿って植えられています。

昭和三十九年6月に府立向陽高校の南東、国道11号線のおく西に北淀井公園が新設されました。

昭和三十九年6月に府立向陽高校の南東、国道11号線のおく西に北淀井公園が新設されました。

街路灯の故障は市民安全課まで

市では、このたび街路灯のプレート(識別番号)を新しいプレート(下の写真)にかえました。新しいプレートは、大きさが12cm×7.5cmでグリーンのラインが入り番号も大きくなり、たいへん見やすくなっています。みなさんの近くの街路灯が消えていたり、点滅、破損または、昼間も点灯しているのを見つけたときは、この新しいプレート番号を市民安全課までお知らせください。

なお、プレートの取付位置は、2メートルくらいの高さの所についています。また、プレートの上へ、広告物が貼り付けてある場合、プレートがずれている場合があります。

市街灯  
|A1・56|  
向日市  
市民安全課 内線二三五

#### 行方不明の人をさがす相談所開設

京都府警では、10月1日から1週間「行方不明の人をさがす相談所」を開設します。

これは、家出などをご心配の毎日を送っておられるご家族やご親せきのみなさんからお気軽に相談を受けられるためのものです。相談所では、全国各地でなくなられた方で、身元のわからない方の写真や持物などの記録を多数用意し、また、家出人の発見のためのご相談にもお受けいたします。

※「広報向日市」9月1日号で、米寿を迎えられる方として、金子庄市氏を掲載しましたが、同氏は8月28日に亡くなりました。ここに、おわび申し上げます。

訂正とおわび

△開設日時  
10月1日～7日 午前9時～午後5時

▽開設場所  
国鉄京都駅構内西口、団体待合室(二階)

▽お問い合わせ  
向日町警察署(防犯係・鑑識係)  
電話二二一三二五



#### 家庭不用品 ゆずり合い 取り次ぎコーナー

あなたのご家庭で、まだ十分使用できるのに、不用になった物はありませんか。捨てる前に、このコーナーへご連絡なさってはいかがでしょうか。登録の有効期間は、登録した日から3か月です。右の品物は、現在登録されているものです。

なお、交渉結果がわかりしだい、必ず市民安全課までご連絡ください。

- (ゆずります)
- すべり台……………1件
  - クーラー……………1件
  - 冷蔵庫……………1件
  - スチール製学習机……………1件
  - 乳母車……………1件
  - 石うす・きね・せいろ……………1件
- (ゆずってください)
- 大人用自転車・食堂用テーブル・健康ぶらさがり器・2段ベッド・婦人用自転車・ベビーカー・子供用プール・幼児用自転車・リカちゃんセットとミニチュア玩具
- ご利用上の注意点
- 整理の都合上、登録時には相手の紹介は行いません。
- ▷ 斡旋方法 提供と希望が一致したものについて、登録順(先着順)に紹介(斡旋)します。
  - ▷ 登録方法 提供者、希望者とも電話で受け付けます。
  - ▷ 対象品目 再利用の価値のあるもの。ただし、修理を必要としたり、故障したもの、衣料品、食料品、くつ、書籍文具類などは除きます。
  - ▷ 登録期間 登録した日から3か月
  - ▷ 報告 登録が不要になったとき、交渉結果がわかりしだい、市民安全課までご連絡ください。
  - ▷ お問い合わせ 市民安全課消費生活係 内線235